平成２９年（フ）第９４号
愛媛県新居浜市萩生1097番地の１、前住所兵庫県三木市自由が丘本町２丁目231番地
債務者　西本　治久
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２３０号
宮崎市大島町平原919番地１　サンミニオン201号、前住所宮崎市大字恒久4301番地１クレールマンション706号
債務者　荒木　真一
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３００号
兵庫県明石市松が丘５丁目11番１号
債務者　絹笠　公子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
兵庫県明石市二見町西二見152番地の３ラ・パルフェ・ド・ファシリテ411号
債務者　中平　真輝
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
山口県宇部市大字西岐波3916番地　西岐波市営住宅Ｅ棟１号
債務者　中野　孝之
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第３６６号
神戸市中央区多聞通５丁目３番３号　多聞サンクレバー３Ｄ
債務者　井村　敏子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２１号
神戸市垂水区清水が丘３丁目11番１－201号
債務者　大山　幸司
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０９号
神戸市北区山田町下谷上字芝16番地の１レオパレスＴＡＮＩＧＡＭＩ203号室
債務者　小島須智阿
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３０号
神戸市垂水区舞多聞東１丁目５番５－１号
債務者　中村　知子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３２号
神戸市須磨区北落合６丁目３番１－308号
債務者　山内　明子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６３号
神戸市須磨区東落合２丁目16番162－105号
債務者　藤本　澄子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７４号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の18　夢野団地２－309号
債務者　原　美奈子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００９号
愛知県小牧市小牧４丁目847番地　エクセレント小牧302号
債務者　重松　博文
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０１０号
愛知県小牧市小牧４丁目847番地　エクセレント小牧302号
債務者　重松ひとみ
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１８０号
名古屋市港区小碓２丁目253番地　鬼頭ビル２Ｆ東、従前の住所名古屋市中川区牛立町２－68－３
債務者　近藤隼正こと　權　　隆彦
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２０６号
愛知県北名古屋市中之郷南113番地
債務者　秋吉敬子こと　秋吉　敬子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３５号
名古屋市北区生駒町５丁目112番地の２　ブローテ101号
債務者　青山　知弘
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部